

共に歩んだ50年を祝う

金婚祝賀会



とき 11月25日(金) 10時～11時

ところ ロイヤルホテル丸屋

市では、結婚50周年を迎えられるご夫婦を対象に「金婚祝賀会」を開催します。

市内に住所があり対象になる方は、ご出席ください。

対象者

- ・昭和36年1月1日から昭和36年12月31日までに結婚されたご夫婦
- ・昭和35年以前に結婚され、これまで「金婚のお祝い会」に出席されていないご夫婦

申込方法

各区の担当課に備付けの申込用紙に必要事項を記入し、お申し込みください。

なお、市外に避難されている方は電話でお申し込みください。

また、健康上の理由などで出席できない方は、ご連絡ください。

申込期限 11月4日(金)

申込先・問合せ

小高区健康福祉課

(市役所本庁舎2階正庁)

☎245792

鹿島区健康福祉課

☎462114

健康福祉部長寿福祉課

☎245239

平成23年度に南相馬市社会福祉協議会へ「しあわせ金婚夫婦表彰」を申し込まれた方には、10月25日(火)に「案内状」をお送りする予定です。申込みは必要ありません。

子ども手当

新たに申請が必要です

平成23年10月1日から「子ども手当」の制度内容が変更となり、今まで手当を受給されていた方も新たに手続きが必要になります。

市では、子ども手当受給者の方へ申請用紙をお送りします。平成24年3月30日(金)まで手続きされた方は、平成23年10月分の手当から支給されます。

また、平成23年10月以降に転入や出生などによって支給対象になる方は、手続きした翌月から支給になりますので、ご注意ください。

なお、公務員は勤務先での手続きになります。

支給対象

中学校修了前までの児童を養育し、南相馬市に住所がある保護者

※今回の制度改正によって、以下に該当される方は支給対象外になります。

- ・子どもの住所が日本国内にない方
- ・子どもが児童福祉施設などに入所されている方

支給時期

6月、10月、2月の各月の10日(土・日曜日、祝日にあたる場合はその前日)に前月分までが支給されます。

支給月額(子ども一人当たり)

0～3歳未満	一律	15,000円
3歳～小学校修了前 (12歳になった後の 最初の3月31日)	第1・2子	10,000円
	第3子	15,000円
※出生順位は、18歳になった後の最初の3月31日までの間にいる子どもの中で数えます。		
小学校修了後～ 中学校修了前 (15歳になった後の 最初の3月31日)	一律	10,000円

申請に必要な書類

- ・請求者(保護者)の健康保険証の写し
※国民年金加入者以外の方のみ
- ・請求者名義の預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ・印鑑
- ・単身赴任などで子どもと住民票が異なる場合は、子どもの住民票謄本(世帯全員のもの)

申請先・問合せ

小高区健康福祉課 ☎245792
(市役所本庁舎2階正庁)
鹿島区健康福祉課 ☎462114
男女共同こども課 ☎245215